

豊見城市景観計画

(一般地区)

概要版・Q&A



平成 30 年 8 月 1 日
豊見城市都市計画課

目 次

1. 景観計画区域	1
2. 届出対象となる行為・基準	1
3. 届出の流れ	2
4. 景観形成基準	3
5. 提出書類	5
6. 高さ制限の緩和	5
7. 屋外広告物	5
8. Q&A	6
9. お問い合わせ	10

豊見城市景観計画・景観まちづくり条例の施行に伴い、平成30年4月1日以降、景観計画区域内において景観に影響を与える恐れがある一定上の建築行為等を行う場合は、行為着手前までに事前協議・届出を行う必要があります。

(1) 景観計画区域

豊見城市全域（地区計画内も含む）

(2) 届出対象となる行為・基準

行 為		規 模
建築物	新築、増築、改築、移転	次のいずれかに該当するもの ①高さが10m以上のもの※1 ②延床面積が500㎡以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※3	上記①又は②の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの
工作物	・擁壁、塀、柵	高さが3m以上のもの
	・煙突 ・RC柱、鉄柱、木柱等（電柱を除く） ・タンク等 ・広告塔、電波塔等 ・高架水槽、サイロ、物見塔等 ・遊戯施設、プラント、車庫、 廃棄物処理施設 など	次のいずれかに該当するもの ①高さが10m以上のもの※2 ②築造面積が500㎡以上のもの
	・電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む）その他これらの類するもの	高さが20m以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※3	上記①又は②の規模に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの
都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為		次のいずれかに該当するもの ①面積が500㎡以上のもの ②切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが3m以上のもの
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	面積が500㎡以上のもの
	木竹の伐採	次のいずれかに該当するもの ①幹周が90cm以上のもの ②伐採面積が500㎡以上のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	面積が500㎡以上又は高さが3m以上で且つ60日以上継続するもの

※1 建築物の高さは、建築物が接する最低地盤面から塔屋又は高架水槽等を含む建物の上端までとなります。なお、斜面地の場合は、建築物が周囲の地面と接する平均地盤面からとなります。

※2 工作物の高さは、工作物が接する最低地盤面から上端までとし、建築物と一体となって設置される場合は、建築物が接する最低地盤面から工作物の上端までとなります。

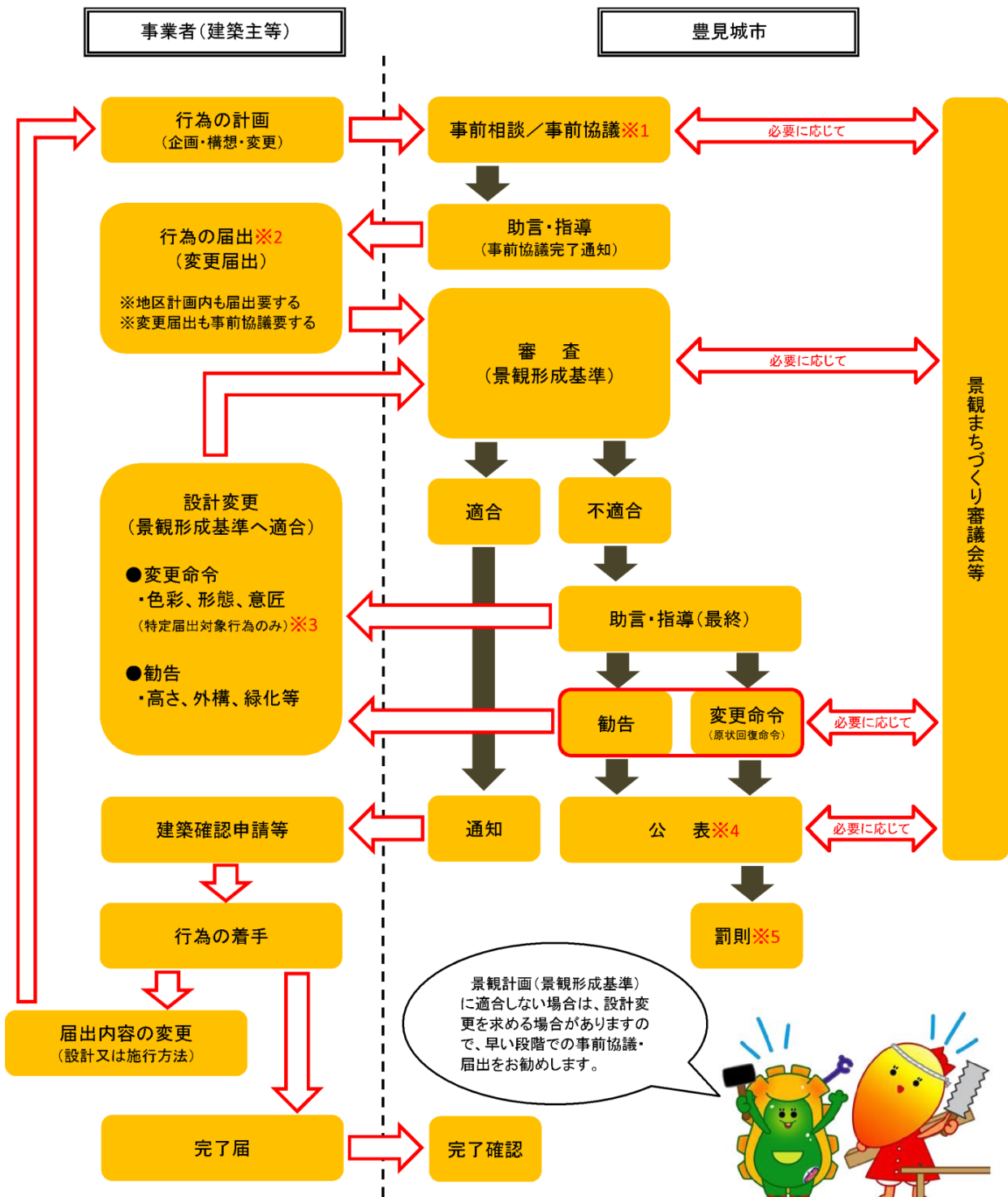
※3 既存の建築物・工作物の外観の変更等についても規模が該当する場合は届出の対象となります。

※4 工作物欄に記載がない場合（例：小型風力発電設備等）でも規模に該当する場合は届出となります。

※5 景観法第16条第7項各号に該当する場合は適用除外となります。詳しくは担当課までご確認ください。

(3) 届出の流れ

景観法・豊見城市景観まちづくり条例に基づく、事前協議・届出の流れは以下のとおり



※1 事前協議は設計変更が可能な時期を含め、行為届出の概ね「30日前」までに行ってください。
 ※2 原則、行為届出から「30日間」は行為の着手はできません。(景観に影響がない場合は短縮可能)
 ※3 特定届出対象行為は以下のとおり。

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※4 正当な理由なく勧告、変更命令等に従わない場合は氏名等を公表する場合があります。
 ※5 変更命令等に従わない場合は、景観法に基づき罰金、懲役に処される場合があります。(未届出・虚偽等も罰則あり)

(4) 景観形成基準
(建築物・工作物)

項目	景観形成基準
配置高さ	① 建築物や工作物は、周囲の主要な稜線や水辺への見通しを連続して遮ることにならないよう、高さや配置に配慮する。 ② 建築物の壁面や工作物は、道路境界や隣地境界からできるだけ後退して配置し、ゆとりある空間の創出に努める。 ③ 大規模開発においては、地域のオープンスペースのネットワーク向上に配慮した配置とする。 ④ 市街化調整区域内の建築物及び工作物の高さの最高限度は、10m又は12mとする。 (※12mは指定する幹線沿道において適用)
意匠素材	① 瓦屋根、アマハジ（深い庇）、花ブロックなどの沖縄らしい素材や建築形態を活用するよう努める。 ② 浸透性のある舗装材の利用に努める。 ③ 大規模な建築物や工作物は、分節化などにより周囲の景観に与える影響を軽減するよう努める。 ④ 光の反射率の高い素材を用いる場合は、反射光が周囲に影響を与えないよう、使用する位置や規模に配慮する。
色彩	① (基調色) ※各立面の表面積において、大部分を占める色とします。 ・明度8以上、彩度2以下とする。 ・上階(3階以上)部分は、無彩色(明度8以上)又はR~YR~Y系(明度8以上、彩度2以下)の色相を原則とする。 ・樹林地内など周囲の環境により低明度色が馴染む場合や流通・製造施設、観光施設等で、敷地周囲の緑化や十分なセットバックにより周囲の景観に影響を与えない低層の施設(概ね6m以下)は、協議の上で上記以外の基調色を使用することを妨げない。 ② (補助色を使用する場合) ・明度8以上、彩度3以下の淡い色とする。但し、樹林地内など周囲の環境に馴染む色の場合は、協議・検討のうえ、その限りでない。 ・使用可能な面積は、建築物の外壁の(各立面の表面積)の25%以内とする。但し、強調色(5%又は10%以内)を使用しない場合は、その許容範囲を加算することができる。 ・使用はなるべく低層階(2階以下)に使用するようにしましょう。 ③ (強調色) ・彩度10以上の強調色は、各立面の表面積の5%以内(住宅系)又は10%以内(商業・業務系)とする。市街化調整区域の場合、幹線沿道は10%以内、その他は5%以内。 ・上記の制限内であれば、彩度9以下を使用することを妨げない。 ・使用はなるべく低層階(2階以下)に使用するようにしましょう。 ④ 屋根の色彩は、素焼赤瓦を除き、極端な低明度色や高彩度色を避ける。 ⑤ 工作物の色彩は、周辺環境に調和したものとする。
設備等	① 建築物に付帯して設置する設備等は建築物と一体性をもたせたデザインや修景に努める。 ② 車庫、駐輪場、ごみ置き場などの付属施設は、周辺のまちなみ景観を阻害しないように配置・形態・色彩に配慮する。
外構	① ヒンブン、石垣、屋敷林等の伝統的なしつらえは可能な限り保存し、活用する。 ② 垣柵を設ける場合はできるだけ木材・石材などの自然素材を活用し、あるいは生垣とする。ブロック塀やコンクリート塀を用いる場合はできるだけ高さを低くし、透過性のあるフェンスやルーバー、生垣などと組み合わせる。
緑化	① 既存の大木、良好な景観木はできるだけ保存を図る。 ② 敷地内は積極的に緑化を図る。 ③ 緑地率5%以上(又は緑被率15%以上)とする。 ④ 1,000㎡以上の敷地は、緑地率(10%以上)又は緑被率(20%以上)とし、間口の1/4以上を緑化する。

(その他の行為)

項目	景観形成基準
開発行為	① 周辺の地形や景観の特性を尊重し、地形の改変は最小限とする。 ② 擁壁や法面はできるだけ小さくなるように努めるとともに、圧迫感や無機質な印象を軽減するよう工夫する。 ③ 既存の樹林や大木はできる限り保存し活用に努める。 ④ 道路際など公共空間から眺められる場所に、効果的に緑を配置する。
土地の形質の変更	① 擁壁や法面はできるだけ小さくなるように努めるとともに、圧迫感や無機質な印象を軽減するよう工夫する。 ② 既存の樹林や大木はできる限り保存し活用に努める。 ③ 法面、擁壁及び敷地周囲は、できる限り緑化に努める。
木竹伐採	① 大木や景観上優れた樹木は、できる限り保存に努める。
物件の堆積	① 周囲の公的空間から望見しにくいよう、堆積の位置や形状に配慮する、あるいは遮蔽を行う。 ② 遮蔽は植栽によるものを基本とし、塀や柵の場合も圧迫感を与えないよう配慮する。

※景観形成基準の詳細は「豊見城市景観計画ガイドライン」をご確認ください。

※届出基準に満たない建築行為等でも周辺のまちなみに配慮し、景観形成基準の適合又は景観形成方針（各主体取組方針）を参考に努めてください。

●豊見城市景観計画（景観形成方針）一部抜粋

市民の取り組み

- ①地域の景観やその基盤をなす歴史や自然を知り、大切に次代に受け継ぎます。
～自らの地域の歴史や自然、地域資源や祭事などを学び、守り伝える～
- ②身近な空間を心地よく整えます。
～すまいは風土や周囲のまちなみに合った姿とする。また、緑化美化により互いに心地よく住みやすいまちづくりに努める～
- ③景観まちづくりを理解し取り組みます。
～地域資源や地域の公共空間（広場や道など）の魅力向上・活用に取り組む～
～景観まちづくりの提案、景観協定や協議会ほか、まちづくり活動を展開する～

事業者の取り組み

- ①地域の景観やその基盤をなす歴史や自然を理解し、尊重します。
～事業所等の立地する場所について、地域性に配慮する～
- ②事業所等の建設や運営にあたり、美しいまちなみの形成に努めます。
～景観計画や基準を遵守し、地域らしさやまちなみの魅力を率先してつくる～
- ③地域の景観まちづくりに参加し、ともに取り組みます。
～地域資源を活かした景観まちづくり、地域活性化に参加し、共存共栄を図る～

(5) 提出書類

- ① 景観計画区域内行為事前協議申請書・添付図書（正本 1 部可能）
- ② 景観計画区域内行為届出書・添付図書（正副本・計 2 部）
- ③ 景観計画区域内行為変更届出書・添付図書（正副本・計 2 部）
- ④ 景観計画区域内行為完了届出書・写真等（正本 1 部可能）

※様式は市ホームページ又は窓口で取得して下さい。

※様式・添付図書の作成例は市ホームページに掲載しております。

(6) 高さ制限の緩和

景観計画において、市街化調整区域内の建築物及び工作物の高さの最高限度は、10m又は12mとなります。（※12mは指定する幹線沿道において適用）

但し、以下に該当する場合は申請のうえ、高さ制限の緩和を受けることができます。（※別途申請要）

- ① 周囲が低層住宅地ではなく、かつ対象物件において緑化及び配置、形態、意匠上の工夫がなされ、周囲の田園景観に調和した良好な景観形成が可能と認められる場合。
- ② 公益上やむを得ない理由があると認められるもので、周囲の田園景観に調和した良好な景観形成が可能と認められる場合。
- ③ 工作物でその機能・目的上、制限を超える高さが必要な場合。

※必要に応じて、豊見城市景観まちづくり審議会に諮問する場合がありますので、事前協議よりも早い段階で相談・申請することをお勧めします。

※緩和申請は必ずしも認められるものではありません。

※高さ制限の緩和承認を得てない建築物・工作物の計画は、景観計画に定める「高さ制限」に適合しないため、景観法に基づく勧告又は公表の対象となります。

※届出対象は塔屋等を含む高さで判断しますが、景観形成基準の建築物等の高さ制限は建築基準法の高さとなります。従って、塔屋等を含め建築物の高さが 10m又は 12m を超える場合でも、建築基準法の高さが 10m未満の場合は緩和申請の手続きは不要となります。

（届出は必要だが、緩和申請は不要）例：9m（建築基準法）+2m（搭屋・タンク等）=計 11m

●指定する幹線沿道		
県道 256 号（旧国道 331 号）	国道 331 号豊見城道路	国道 329 号那覇東バイパス
県道 11 号線バイパス	県道 11 号線	県道 68 号線
県道 249 号線	県道東風平・豊見城線	

(7) 屋外広告物

屋外広告物は、まちの景観を構成する大きな要素であることから、沖縄県屋外広告物条例に基づき、まちに調和した良好な屋外広告物の誘導に努めます。

なお、屋外広告物法第 4 条又は第 5 条の規定に基づく条例（沖縄県屋外広告物条例）の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置は届出不要となります。

お問い合わせ： 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 TEL：098-866-2408
沖縄県 南部土木事務所 維持管理班 TEL：098-867-2941

(8) Q & A

1.一般事項について

Q1-1 景観法とは、どのような法律ですか？

A 景観法とは、国民の良好な景観への関心が高まり、全国各地で景観に関する自主条例が制定されるなど、景観への配慮が求められるようになった背景を受け、「美しい国づくり政策大綱（平成15年7月）」において、良好な景観の形成が国政上の重要課題として位置づけられ、平成16年6月に日本で初の景観に関する総合的な法律です。

これにより、各自治体の自主的な景観施策が法律で位置づけられ、良好な景観形成の実現に向け、地域の特性に応じた規制・誘導が可能となりました。

豊見城市では、この景観法に基づき「豊見城市景観計画」を定め、一定規模以上の建築行為等について、事前協議、届出を義務づけています。

Q1-2 「豊見城市景観計画」「豊見城市景観まちづくり条例」とは、なんですか？

A 景観計画は、育まれてきた風土や歴史文化などの美しい豊かな景観を守り育て、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりの推進を図り、地域の発展に寄与する良好な景観を市民共有の資産として、次世代への継承に資することを目的とし、「景観形成の方針」「良好な景観まちづくりのための基準」「良好な景観まちづくりに係るその他の方針」「景観まちづくりの推進」を定めています。

また、条例は景観計画に定めた良好な景観の形成及び景観まちづくりの推進等を実現するための、基本的な事項及び景観法の施行に関し必要事項を定めています。

2.届出対象行為について

Q2-1 届出は、どの区域で必要になりますか？

A 景観計画に基づき、豊見城市全域を景観計画区域として定めており、全区域が届出の対象となります。

Q2-2 複数の市町村の区域にまたがる場合はどうなりますか？

A 市町村別に定める景観計画の届出対象行為に該当する場合は、それぞれ届出が必要となります。

その場合、それぞれの景観形成基準に適合させる必要がありますので、事前の相談をお願いします。

Q2-3 地区計画区域等でも届出は必要になりますか？

A 景観法に基づき、景観計画に定められた制限（景観形成基準）の全てが地区計画等で定められている場合は、届出を要しないとしておりますが、各計画の制限内容は異なるため、豊見城市では景観計画及び地区計画ともに届出を要します。

Q2-4 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更とは、どのようなものですか？

A 建築物及び工作物の高さが10m以上又は延床（築造）面積が500㎡以上のもので、外観を変更する部分の見付面積が10㎡を超えるものをいいます。

（※見付面積：外壁や屋根の一つの面における垂直投影面積）

Q2-5 土地の形質の変更とは、どのようなものですか？

A 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採など、切土、盛土を行うこと等により土地の形状が変化することをいいます。

（※届出対象：面積が500㎡以上又は切土、盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが3m以上）

なお、アスファルト舗装の打換えなど、通常管理行為と認められる場合は含まれません。

Q2-6 木竹の伐採とは、どのようなものですか？

A 幹周が 90 cm以上の伐採又は伐採面積が 500 m²以上のものをいいます。

なお、除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のための伐採、枯損又は危険な木竹の伐採など、通常の管理行為と認められる場合は含まれません。

Q2-7 物件の堆積とは、どのようなものですか？

A 屋外において堆積するもので、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 4 項）、その他の物件をいいます。

（※届出対象：面積が 500 m²以上又は高さ 3m以上で且つ 60 日以上継続するもの）

なお、建築物の存する敷地内で行う行為で面積が 500 m²以上且つ 60 日以上継続する場合でも、物件の堆積の高さが 1.5m以下の場合には含まれません。

Q2-8 届出を要しない行為とは、どのようなものですか？

A P1（2）届出対象となる行為・規模に満たないもの又は景観法第 16 条第 7 項各号に該当する場合は、届出の適用除外となります。例）地下に設ける建築物及び工作物の建築等、仮設の工作物の建設等

（※詳細は豊見城市都市計画課にお問い合わせ下さい。）

Q2-9 届出を要しない規模の行為は、景観に配慮する必要はありますか？

A 良好な景観の形成を図るため、周辺の街並みに配慮し、景観計画（景観形成基準）に準ずるなど、必要な措置を講ずるよう努めてください。

Q2-10 届出をしなかった場合など、何か罰則がありますか？

A 届出せず、又は虚偽の届出をした場合は、景観法に基づき、罰金等に処される場合があります。

Q2-11 屋外広告物は、届出の対象になりますか？

A 屋外広告物は、まちの景観を構成する大きな要素であることから、沖縄県屋外広告物条例に基づき、まちに調和した良好な屋外広告物の誘導に努めます。

なお、沖縄県屋外広告物条例に基づき適合を受けた屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置は届出不要となります。

Q2-12 太陽光発電施設（パネル）は届出の対象になりますか？

A 届出対象の規模に該当する場合は、工作物の新設等又は外観の変更として届出が必要となります。

Q2-13 既存の建築物、工作物を撤去（一部）する場合は届出の対象になりますか？

A 単に既存の建築物及び工作物を撤去（一部）するのみの行為であれば、届出不要となります。

但し、撤去に併せて移転する場合は届出が必要となります

Q2-14 建築物や工作物の届出規模（高さ）は？

A 建築物及び工作物が接する最低地盤面から上端までの高さが対象となります。

なお、斜面地の場合は平均地盤面から上端までの高さとしします。

（※建築基準法に基づく算定とし、平均地盤面が 2 以上ある場合は最も低い平均地盤面とする）

また、建築物と工作物が一体となって設置される場合は、建築物が接する最低地盤面から当該工作物の上端までの高さとなります。（※景観計画に基づく高さは建築基準法の高さと異なります。）

例①：建築物の高さ（9.9m）+屋上タンク（2m）=11.9m（届出対象）

（※1 景観への影響が著しく小さいと認められる家庭用アンテナ等は含みません。確認要）

（※2 建築物の場合は、屋上に設置された塔屋又は高架水槽等も含めた高さとなります）

（※3 擁壁等の高さについては、一部でも 3mを超えるものは届出対象となります）

Q2-15 建築物や工作物の届出規模（面積）は？

A 建築物及び工作物の延床（築造）面積が 500 m²以上の場合が対象となります。

なお、対象物が小規模でも一連の建築物、工作物とみなされる場合は届出対象となる場合があります。

（※例：貸倉庫等の連結コンテナ）

Q2-16 既存の建築物及び工作物の取り扱いはどうなりますか？

A 現状のままであれば、景観法に基づく届出は不要となりますが、今後、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、届出の対象となる規模に該当する場合は、届出が必要となります。（※景観計画に基づく高さは建築基準法の高さとは異なりますのでご注意ください。）

例①：既存の建築物及び工作物の高さが 10m以上又は延床（築造）面積が 500 m²以上の建築物等の増築、改築、移転、外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更は届出対象となります。

例②：増築、改築、移転に伴い建築物等の高さが 10m以上又は延床（築造）面積が 500 m²以上を超える場合は、届出対象となります。

3.申請・届出手続きについて

Q3-1 事前協議申請はいつ頃までに行えばよいですか？

A 条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、届出（変更届出含む）の概ね 30 日前としておりますが、景観計画（景観形成基準）に適合しない場合は、設計変更等を求める場合がありますので、行為の着手予定日を考慮した早い段階での手続きをお勧めします。

Q3-2 届出はいつ頃までに行えばよいですか？

A 行為の着手予定日の 30 日前までに手続きすることをお勧めします。

なお、事前協議同様に景観計画（景観形成基準）に適合しない場合は、設計変更等を求める場合がありますので、行為の着手予定日を考慮した早い段階での手続きをお勧めします。

※沖縄県景観形成条例に基づく届出は不要となります。

Q3-3 届出に伴い何か制限等がありますか？

A 景観法に基づき、届出を受理した日から 30 日を経過した後でなければ、当該行為の着手はできません。

（※根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事は行為着手の例外となります）

但し、良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがないと認めるときは、期間を短縮することができますので、事前の相談をお願いします。

Q3-4 届出後、設計を変更する場合はどのような手続きが必要ですか？

A 変更の内容にもよりますが、原則として、外観（意匠、色彩等）、配置等が変更される場合は、新たに事前協議を経て、変更届出書及び変更に係る図書の提出が必要となります。

この場合、変更に係る部分については Q3-3 の着手制限（30 日）が再度適用されます。

Q3-5 景観法に基づく届出と建築確認申請（建築基準法）又は開発許可申請（都市計画法）は、どのような関係があるのですか？また、景観法に基づく届出がないと建築確認申請はできないのですか？

A 双方の基準に適合するの必要がありますが、景観法は建築確認申請の確認対象法令ではないため、届出と建築確認申請は同時に行っても差し支えありません。

但し、一方の手続きで修正が生じた場合、もう一方の手続きに変更が生じる可能性がありますので各基準を照らし見落としがないよう手続きを行う必要があります。

（※景観地区の場合は建築確認申請前に認定を要します）

Q3-6 届出に必要な添付図書を作成するにあたり注意することはありますか？

A 行為内容に応じて添付図書は異なりますが、規則で定める明示すべき事項を満たしている場合は各図書を併合しても構いません。(例：配置図に緑化計画図を併合など)

なお、色彩や緑化など定量的な景観形成基準が定められている場合は以下のとおり作成して下さい。

立面図： 外壁等の色彩が確認できるよう基調色、補助色、強調色毎にマンセル値（色相/明度/彩度）使用面積（%）を明示し、できる限りマンセル値に近い色で着色を施す。

緑化計画図： 緑化計画が確認できるよう植栽の種類、本数、面積、緑地率（緑被率）を明示

※市ホームページに掲載しております添付図書作成例を参照して下さい。

※変更届出の場合は変更に係る図書のみで構いませんが、前後が容易に分かるよう作成して下さい。

Q3-7 届出行為の完了後、どのような手続きが必要ですか

A 条例第 18 条の規定に基づき、届出行為の完了後 7 日以内に完了届出書及び状況写真等の提出が必要となります。

なお、建築基準法に基づく完了検査に関わらず、完了後と届出内容に相違がある場合は変更を求める場合がありますので、変更が生じた場合は事前協議を経て、変更届出書を提出して下さい。

4.景観形成基準・審査

Q4-1 景観形成基準とはどのようなものですか？

A 景観形成基準は良好な景観の形成を目的として、景観への配慮が最も必要なものを定量的基準、その他積極的に配慮、努めることでより良好な景観を形成することが見込める定性的基準を定めております。

定量的基準（色彩等）は適合していない場合、景観法に基づき勧告、変更命令、罰則等の対象となることから特に留意していただき、定性的基準（その他）は周辺の環境・景観に馴染むよう可能な限り配慮又は努めるようにして下さい。

Q4-2 「配置・高さ」について注意することはありますか？

A 建築物及び工作物は周囲の主要な稜線や水辺等への見通しを遮ることのないよう高さや配置に配慮し、道路境界や隣地境界から可能な限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めて下さい。

(※詳しくは「豊見城市景観計画ガイドライン」を参照して下さい)

また、市街化調整区域内の建築物及び工作物の高さの最高限度は 10m 又は 12m となります。

(※12mは指定する幹線沿道において適用)

但し、良好な景観形成が可能と認められる場合は、高さ制限の緩和を受けることができます。

(※詳しくは P5 (6) 又は「豊見城市景観計画ガイドライン」「市ホームページ」を参照して下さい)

Q4-3 「意匠・素材」について注意することはありますか？

A 瓦屋根、アマハジ（深い庇）、花ブロックなどの沖縄らしい素材や建築形態の活用や浸透性のある舗装材の利用に努めて下さい。

また、大規模な建築物及び工作物は圧迫感を軽減するため分節化に努め、光の反射率が高い素材（カーテンウォールなどのガラス仕上げ等）を用いる場合は反射光が周囲に影響を与えないよう、使用する位置や規模に配慮して下さい。

(※詳しくは「豊見城市景観計画ガイドライン」を参照して下さい)

Q4-4 「色彩」について注意することはありますか？

A 建築物の外壁や軒裏等の色彩は基調色、補助色、強調色毎にマンセルカラーシステム（色相/明度/彩度）において、使用できる色又は面積等の制限が設けられております。

なお、木材や石材、ガラス等の沖縄らしい自然素材が持つ固有の色彩については、協議・検討のうえ、基準適用を緩和することが可能ですが、着色した場合は補助色又は強調色に含まれる場合がありますのでご注意ください。

（※詳しくは「豊見城市景観計画ガイドライン」を参照して下さい）

Q4-5 「設備等」について注意することはありますか？

A 建築物に伴う屋外設備（タンク、エアコン等）は可能な限り道路等の公共空間に露出しないよう目隠しや建築物と一体性をもたせたデザインや修景に努め、付帯施設（車庫、駐輪場、ごみ置き場等）は周辺のまちなみ景観を阻害しないよう配置・形態・色彩に配慮して下さい。

（※詳しくは「豊見城市景観計画ガイドライン」を参照して下さい）

例：エアコン室外機（床置）、物干竿（手摺取付）、水タンク（目隠し）など

Q4-6 「外構」について注意することはありますか？

A ヒンプン、石垣、屋敷林等の伝統的なしつらえは可能な限り保存、活用し、垣・柵・塀を設ける場合は、木材、石材、生垣等の自然素材、又は透過性のあるフェンスやルーバーの活用に努めて下さい。

（※詳しくは「豊見城市景観計画ガイドライン」を参照して下さい）

Q4-7 「緑化」について注意することはありますか？

A 建築物及び工作物を新築（新設）する場合は、緑化基準として緑地率又は緑被率を満たして下さい。

なお、緑化基準は新たに設けることに限らず、同一敷地内にある既存の樹林帯や樹木等を保存及び活用する場合は緑化基準の算定に含めることができます。

（※緑地率又は緑被率の算定方法は異なりますので「豊見城市景観計画ガイドライン」を参照して下さい）

Q4-8 建築物及び工作物の壁面に設置する看板等の屋外広告物の色彩基準の取り扱いはどうなりますか？

A 沖縄県屋外広告物条例に基づき適合を受けた屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件は、審査の対象外となりますが、建築物及び工作物の新築（新設）届出時点において、屋外広告物の設置が既に決定している場合は、原則として、建築物及び工作物の一体として取り扱いますので、色彩基準に適合するよう努めて下さい。

Q4-9 届出に係る行為が景観形成基準に適合しない場合はどうなりますか？

A 届出に係る行為が景観計画（景観形成基準）に適合しない場合は、景観法に基づき、その行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告し、その勧告に従わない場合はその旨の公表することがあります。

なお、特定届出対象行為（建築物・工作物の新築等）は景観計画（景観形成基準）の形態意匠（形態又は色彩その他意匠）に適合しない場合は、景観法に基づき、その行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命令し、その命令に従わない場合はその旨の公表又は罰金等に処される場合があります。

(9) お問い合わせ

〒901-0292 沖縄県豊見城市字翁長 854 番地 1
豊見城市役所 都市計画部 都市計画課 景観班
TEL : 098-850-5332 FAX : 098-850-6323
E-mail : keikan-g@city.tomigusuku.lg.jp
市 HP : <http://www.city.tomigusuku.okinawa.jp/>